

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

福 祉 局

目 次

1	令和4年度 福祉局予算の概要	3
2	一般会計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	7
	(2) 歳入予算の説明	8
	(3) 歳出予算の説明	13
	(4) 債務負担行為	25
3	特別会計	
	〔1〕国民健康保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	26
	(2) 歳入予算の説明	27
	(3) 歳出予算の説明	28
	(4) 債務負担行為	33
	〔2〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	34
	(2) 歳入予算の説明	35
	(3) 歳出予算の説明	37
	(4) 債務負担行為	42
	〔3〕後期高齢者医療事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	43
	(2) 歳入予算の説明	44
	(3) 歳出予算の説明	45
	(4) 債務負担行為	47
4	議案	
	第15号議案 神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例の件	48
	第16号議案 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件	50
	第17号議案 神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件	58
	第26号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件	61

1. 令和4年度 福祉局予算の概要

(◎：新規施策を含む項目、○：拡充施策を含む項目)

福祉行政が抱える課題が年々多様化・複雑化する中、令和4年度は誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現を目指し、将来の福祉課題を見据えた施策を展開します。

【高齢者や障害者の方への支援】

1. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

「コウベ de カイゴ」と題し、介護職の魅力に加え、介護人材にかかる各種支援金等の公的施策や、資格・キャリアパスに関する情報を広く発信するとともに、下記の施策を中心とした介護人材確保プロジェクトに取り組みます。

◎ (1) キャリアアップへの支援 [56,694 千円]

介護における基本的な知識・技術を習得するための「介護職員初任者研修」について、受講にかかる費用の補助制度を新設し、確実な受講と就職初期における技術力の向上を支援します。

また、合格者に対して介護福祉士資格取得までの支援金を交付する市独自の認定制度について、対象者を障害福祉サービス分野にも拡充します。

(2) 介護・障害福祉分野における ICT 活用 [12,750 千円]

介護・障害福祉サービスの入所施設において、国の補助対象とならないインカムによる情報共有や記録作成のシステム等を導入する際の費用の一部を市独自で補助するとともに、企画調整局医療・新産業本部と共同で介護ロボット等の開発や導入に関して企業と介護保険事業所の双方から相談を受ける窓口を設置し、業務の効率化や介護職員の負担軽減を支援します。

(3) 外国人介護人材にかかる日本語学習等の支援（「KOBE de KAIGO」） [10,254 千円]

介護保険事業所における外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップを図り、人材の確保・定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について、事業所や本人が負担する費用の一部を補助するとともに、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の補助を実施します。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症神戸モデルの実施 [289,325 千円]

早期受診・早期対応を目的に、65歳以上の方を対象として無料で実施する「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルについて、令和6年度まで継続して実施します。

◎（２）認知症の方とその家族への支援〔 212,439 千円 〕

認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できる地域づくりや認知症に関する理解促進を目指し、各種地域団体からの希望を募り、専門職の派遣を行います。

また、認知症の疑いのある方に対する初期集中支援チームによる訪問支援、市内7ヶ所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンの開催、および話し相手や外出の付き添い等を行う「KOBE みまもりヘルパー」の派遣を引き続き実施します。

○3. 権利擁護施策の拡充〔 282,376 千円 〕

高齢化に伴い、認知症などの影響で意思判断能力が低下した人が増加しているため、社会福祉協議会が行う日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助の実施体制を強化するとともに、成年後見支援制度についての更なる利用促進、銀行との連携強化に取り組みます。

◎4. フレイル予防の推進〔 217,811 千円 〕

新しい生活様式の中で感染対策を継続しながら、人との交流やフレイル予防に取り組んでいただけるよう、神戸市ホームページ等において、高齢者向けコンテンツの充実を図ります。

また、引き続き65歳以上の方を対象に、フレイル予防に向けた講話等を組み込んだ介護予防事業や、要支援者等を対象にフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを実施し、健康寿命の延伸に取り組みます。

5. 高齢者の社会参加促進〔 103,841 千円 〕

65歳以上の高齢者が介護保険事業所で掃除・洗濯物の整理などの活動を行った際にポイントを付与し、交通費などへの換金を行う「KOBEシニア元気ポイント」制度について、ポイント付与対象の施設やイベントを拡充し、利用促進を図ります。

また、コロナ禍においても社会参加の場を維持できるよう、身近な地域で気軽に参加できる「つどいの場」の運営を引き続き支援します。

○6. 障害者の就労支援〔 135,082 千円 〕

企業における障害者雇用を促進するため、令和4年度は企業を対象とした情報発信や相談会を充実させるとともに、市内5ヶ所の「しごとサポート」において、就職を希望する障害者の障害特性を踏まえた効果的なマッチングや、企業における仕事の整理等にかかる支援を強化します。

また、重度障害者等に対する就労支援として、職場での介助や通勤時の支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」を令和4年2月より開始します。

◎7. 重症心身障害児への支援〔146,639千円〕

令和4年度に医療型障害児入所施設が新たに2ヶ所開設となり、市内における重症心身障害児の受け入れ体制が拡充されます。

また、市内の相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーターに対し、新たに関係機関との連携や情報交換、フォローアップに関する取り組みを実施し、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくための支援体制の整備に努めます。

8. 親なき後対策の強化

(1) 障害者地域生活支援拠点における見守り支援〔79,491千円〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心に、訪問等による実態把握や障害福祉サービスへのつなぎなど、障害者の見守りを行います。

(2) グループホームの整備〔41,485千円〕

障害者の地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、引き続き、改修などにかかる経費の補助を行うとともに、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅の募集とグループホームの運営を希望する法人への紹介を行い、整備を促進します。

9. 障害者の相談支援体制の充実〔342,227千円〕

市内19ヶ所の「障害者相談支援センター」において総合的な相談対応を実施するとともに、障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の充実を図るため、新規の雇用・配置を行った相談支援事業所に対する補助を引き続き実施します。

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者にかかる自立相談支援体制の強化〔195,624千円〕

各区役所の「くらし支援窓口」において、新型コロナウイルスの影響によって生活危機に直面した方々の相談を受け、自立に向けて個人の課題に沿った伴走型の支援を実施することを目的に、窓口体制の充実を図ります。

また、困窮状態によって再犯が引き起こされることのないよう、出所者等の自立・社会復帰をより一層促進するための検討を行います。

◎2. こども・若者ケアラーへの支援〔23,707千円〕

「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」において、当事者や関係者からの相談対応や関係機関との連携、公的サービスの調整などの支援を行うとともに、身近で接する方々や福祉関係者の更なる理解促進、当事者同士の交流・情報交換の場づくりに取り組みます。

また、新たにこども家庭局と共同で、訪問支援が必要な18歳未満のこどもケアラーが属する世帯に対してヘルパーを派遣し、ケアの負担軽減を図ります。

3. ひきこもり支援の充実〔 20,610 千円 〕

相談員による面談や家庭訪問、家族の居場所づくりや就労支援等を行うとともに、関係機関と連携することで、早期発見・支援の体制強化や、長期化の防止を図ります。

また、オンライン面談や分身ロボットによる居場所への参加など、多様なツールを用いた社会参加を支援します。

4. 災害時要援護者支援の推進〔 65,763 千円 〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、引き続き市内 21 ヶ所の要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、平時から関係機関との連携を図ります。

また、福祉避難所指定施設のうち社会福祉施設において、避難所の開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

5. 公共交通のバリアフリー化の促進〔 240,879 千円 〕

高齢者・障害者を含めた誰もが利用できるまちづくりを推進し、転落事故防止等を図るため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などのバリアフリー化を支援します。

<令和4年度 整備予定一覧>

	事業者	駅名	工期
バリアフリー化	神戸電鉄	花山駅 (スロープ)	令和元年度 ~ 令和4年度
	山陽電気鉄道	東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	令和2年度 ~ 令和4年度
	JR西日本	和田岬駅 (内方線付き点状ブロック)	令和4年度
	阪急電鉄	春日野道駅 (EV・可動式ホーム柵)	令和2年度 ~ 令和4年度
ホーム柵整備	JR西日本	三ノ宮駅 (昇降式ホーム柵)	平成29年度 ~ 令和4年度

○6. 事業者への指導監査の徹底〔 57,518 千円 〕

介護・障害福祉サービス事業者に対し、引き続き、定期的な実地指導、通報等に基づく監査（立入調査）を行うほか、制度周知や適切な事業運営のための留意事項等についての事業者説明会を開催するとともに、令和4年度より、訪問・通所系の介護サービス事業所への実地指導の強化を図ります。

○7. 保険料の収滞納業務の強化

滞納処分等の業務について、国民健康保険料に加え、令和4年度から後期高齢者医療保険料および介護保険料についても行財政局税務部へ集約し、滞納処分執行体制の強化と事務の効率化を図ることで、収納率のさらなる向上を目指します。

2 一般会計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	192,518	4 民生費	172,632,475
1 使用料	180,449	1 民生総務費	15,036,235
2 手数料	12,069	2 生活保護費	75,577,749
18 国庫支出金	89,453,370	4 障害者福祉費	67,503,141
1 負担金	86,658,020	5 老人福祉費	7,906,434
2 補助金	2,214,647	6 国民年金費	242,399
3 委託金	580,703	7 民生施設整備費	6,366,517
19 県支出金	29,763,864	15 諸支出金	900,000
1 負担金	25,079,837	2 過年度支出	900,000
2 補助金	4,683,805		
3 委託金	222		
20 財産収入	15,687		
1 財産運用収入	9,712		
3 基金収入	5,975		
21 寄附金	100,560		
1 寄附金	100,560		
22 繰入金	383,912		
2 基金繰入金	383,912		
24 諸収入	3,769,555		
1 納付金	1,782,489		
2 措置費等受入	290,135		
5 貸付金元利収入	487,601		
6 過年度収入	41,762		
7 雑入	1,167,568		
25 市債	1,849,000		
1 市債	1,849,000		
歳入合計	125,528,466	歳出合計	173,532,475

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	192,518	189,419	3,099	
1 使用料	180,449	176,921	3,528	
1 総務使用料	8,112	8,112	-	
2 区役所	8,112	8,112	-	駐車場使用料
3 民生使用料	172,337	168,809	3,528	
1 こうべ市民福祉交流センター	32,555	35,251	△2,696	会議室等
2 総合福祉センター	7,900	8,799	△899	会議室等
5 障害者福祉施設	19,731	19,024	707	市民福祉スポーツセンター等
6 ケアハウス	28,215	32,706	△4,491	入所者使用料(和光園)
7 デイサービスセンター	53,177	46,614	6,563	
8 垂水年金会館	12,096	7,589	4,507	
9 しあわせの村	17,141	17,388	△247	
10 シルバーカレッジ	1,520	1,436	84	
14 更生センター	2	2	-	
2 手数料	12,069	12,498	△429	
1 証紙収入	12,069	12,498	△429	
1 証紙収入	12,069	12,498	△429	
18 国庫支出金	89,453,370	87,531,244	1,922,126	
1 負担金	86,658,020	84,444,004	2,214,016	
1 民生費負担金	86,658,020	84,444,004	2,214,016	
1 生活困窮者自立支援法負担金	2,264,238	1,396,106	868,132	
2 生活保護費等負担金	55,664,431	56,512,881	△848,450	
8 障害者福祉費負担金	25,316,945	23,142,418	2,174,527	
9 点字図書館設置費負担金	15,120	15,152	△32	
10 精神医療費負担金	2,213,375	2,196,323	17,052	
11 介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金	1,183,911	1,181,124	2,787	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 補 助 金	2,214,647	2,482,358	△267,711	
2 民 生 費 補 助	2,214,647	2,482,358	△267,711	
1 生活困窮者自立支援法 補 助 金	212,211	224,605	△12,394	
2 生 活 保 護 費 補 助	323,739	318,396	5,343	
3 児 童 福 祉 費 補 助	72,855	68,125	4,730	
5 障 害 者 福 祉 費 補 助	1,429,238	1,369,312	59,926	
6 精 神 保 健 費 補 助	31,773	32,274	△501	
7 老 人 福 祉 費 補 助	144,831	469,646	△324,815	
3 委 託 金	580,703	604,882	△24,179	
2 民 生 費 委 託 金	580,703	604,882	△24,179	
1 社 会 福 祉 統 計 調 査 委 託 金	13,208	10,935	2,273	
2 生 活 保 護 指 導 職 員 設 置 委 託 金	21,309	21,498	△189	
3 援 護 事 務 等 国 庫 委 託 金	3,837	3,692	145	
4 特 別 児 童 扶 養 手 当 事 務 委 託 金	17,500	15,640	1,860	
5 人 権 啓 発 活 動 委 託 金	6,779	6,089	690	
6 国 民 年 金 事 務 委 託 金	518,070	547,028	△28,958	
19 県 支 出 金	29,763,864	27,997,326	1,766,538	
1 負 担 金	25,079,837	23,679,945	1,399,892	
1 民 生 費 負 担 金	25,079,837	23,679,945	1,399,892	
2 障 害 者 福 祉 費 負 担 金	12,258,913	11,166,320	1,092,593	
3 国 民 健 康 保 険 基 盤 安 定 負 担 金	8,897,277	8,848,416	48,861	
4 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 基 盤 安 定 負 担 金	3,331,691	3,074,647	257,044	
7 介 護 保 険 低 所 得 者 保 険 料 軽 減 県 負 担 金	591,956	590,562	1,394	
2 補 助 金	4,683,805	4,317,159	366,646	
2 民 生 費 補 助	4,683,805	4,317,159	366,646	
3 児 童 福 祉 費 補 助	7,198	6,876	322	
4 障 害 者 医 療 費 補 助	1,455,117	1,408,931	46,186	
5 障 害 者 介 護 手 当 費 補 助	28,989	29,402	△413	

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	6 障害者福祉費補助	497,476	510,849	△13,373	
	8 老人医療費補助	36,153	46,274	△10,121	
	9 老人福祉費補助	331,089	402,279	△71,190	
	10 人権啓発費補助	750	750	-	
	11 介護基盤緊急整備等臨時 交付金事業費補助	2,327,033	1,911,798	415,235	
	3 委 託 金	222	222	-	
	2 民生費委託金	222	222	-	
	1 援護事務等委託金	222	222	-	
20	財 産 収 入	15,687	16,266	△579	
	1 財 産 運 用 収 入	9,712	9,765	△53	
	1 貸 地 料	8,850	8,686	164	
	3 一 般 土 地	8,850	8,686	164	
	2 貸 家 料	862	1,079	△217	
	7 一 般 建 物	862	1,079	△217	
	3 基 金 収 入	5,975	6,501	△526	
	1 基 金 収 入	5,975	6,501	△526	
	△ 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金	-	1	△1	
	5 市民福祉振興等基金	5,975	6,500	△525	預金利子等
21	寄 附 金	100,560	100,660	△100	
	1 寄 附 金	100,560	100,660	△100	
	2 其 他 寄 附	100,560	100,660	△100	
	6 福 祉 局	100,560	100,660	△100	
22	繰 入 金	383,912	610,583	△226,671	
	2 基 金 繰 入 金	383,912	610,583	△226,671	
	1 基 金 繰 入 金	383,912	610,583	△226,671	
	4 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金繰入	1,258	1,257	1	
	5 市民福祉振興等 基金繰入	382,654	609,326	△226,672	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
24 諸 収 入	3,769,555	3,987,237	△217,682	
1 納 付 金	1,782,489	1,829,837	△47,348	
2 民 生 費 納 付 金	1,782,489	1,829,837	△47,348	
1 行 旅 死 病 人	2,775	2,245	530	扶養義務者納付金
2 生 活 保 護 費 等	761,438	836,372	△74,934	生活保護費等返還金等
3 生 活 保 護 施 設	7,833	6,726	1,107	入所者納付金
8 障 害 者 医 療 費	2,232	2,973	△741	受給者納付金等
9 障 害 者 扶 養 共 済	42,059	33,022	9,037	加入者納付金
10 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費	504,562	484,213	20,349	広域連合納付金
11 老 人 医 療 費	506	898	△392	受給者納付金等
12 老 人 福 祉 施 設	401,684	401,118	566	入所者又は扶養義務者納付金
13 在 宅 老 人 福 祉 費	59,400	62,270	△2,870	利用者納付金
2 措 置 費 等 受 入	290,135	309,724	△19,589	
1 民 生 施 設 措 置 費 等 受 入	290,135	309,724	△19,589	
1 生 活 保 護 施 設	155,555	155,667	△112	更生センター、和光園
6 養 護 老 人 ホ ー ム	134,580	154,057	△19,477	和光園
5 貸 付 金 元 利 収 入	487,601	638,172	△150,571	
1 民 生 費 貸 付 金 返 還 金	487,601	637,211	△149,610	
1 市 民 福 祉 振 興 協 会 貸 付 金	101,000	101,500	△500	
2 療 養 資 金 貸 付 金	138	138	-	
5 身 体 障 害 者 更 生 資 金 貸 付 金	5,729	5,733	△4	
6 民 間 施 設 整 備 資 金 貸 付 金	303,736	314,781	△11,045	
△ 都 市 施 設 整 備 推 進 資 金 貸 付 金	-	87,500	△87,500	
7 住 宅 改 修 資 金 貸 付 金	785	398	387	
8 高 齢 者 及 び 障 害 者 居 室 等 改 修 資 金 貸 付 金	2,928	2,693	235	
9 要 保 護 者 緊 急 援 護 貸 付 金	72,185	81,475	△9,290	
△ パ リ ア フ リ ー 化 融 資 制 度 貸 付 金	-	37,500	△37,500	
10 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,000	999	1	

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			11 同和更生資金貸付金	100			4,494			△4,394			
			3 其他貸付金返還金	-			961			△961			
			△ 医療機関整備 資金貸付金	-			961			△961			
			6 過年度収入	41,762			59,496			△17,734			
			1 過年度収入	41,762			59,496			△17,734			
			2 生活保護費等戻入	41,762			59,496			△17,734			
			7 雑入	1,167,568			1,150,008			17,560			
			5 償還金	66,540			65,780			760			
			7 福祉センター	2,405			2,425			△20		光熱水費等	
			11 障害者福祉施設	62			62			-		光熱水費等	
			13 養護老人ホーム	129			139			△10		自販機等	
			14 軽費老人ホーム	1,245			1,499			△254		光熱水費等	
			15 こうべ市民福祉 交流センター	18,238			17,179			1,059		光熱水費等	
			43 福祉電話	67			82			△15		電話使用料	
			46 在宅福祉センター等	44,394			44,394			-			
			6 受講料	62,273			82,708			△20,435			
			3 シルバーカレッジ	62,273			82,708			△20,435			
			9 雑入	1,038,755			1,001,520			37,235			
			7 福祉局 (民生費)	1,038,755			1,001,520			37,235			
			25 市債	1,849,000			2,393,000			△544,000			
			1 市債	1,849,000			2,393,000			△544,000			
			1 民生債	1,849,000			2,393,000			△544,000			
			1 民生施設整備事業公債	1,849,000			2,393,000			△544,000			
			歳入合計	125,528,466			122,825,735			2,702,731			

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

(項名) 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費	172,632,475	169,373,183	3,259,292	104,312,399	1,849,000	4,461,278	62,009,798	
1 民生総務費	15,036,235	14,436,861	599,374	2,008,046	8,000	356,563	12,663,626	
1 職 員 費	9,051,196	9,286,076	△234,880	253,588	-	652	8,796,956	
2 民生総務費	4,052,484	4,006,661	45,823	333,455	8,000	350,151	3,360,878	
3 民生委員活動費	274,995	259,718	15,277	1,025	-	-	273,970	
4 援護諸費	1,657,560	884,406	773,154	1,419,978	-	5,760	231,822	

1 職員費

福祉局所属職員の給料、職員手当等の経費 9,051,196 千円

2 民生総務費

市民福祉活動の推進、市民啓発等に要する経費 4,052,484 千円

(1) 地域福祉の推進(権利擁護事業、地域福祉ネットワークの配置等) 1,059,969 千円

(2) 公共交通等バリアフリーの推進 250,667 千円

(3) 人権啓発にかかる市民啓発・職員研修等 17,028 千円

(4) 福祉情報システム保守・再構築 1,624,013 千円

(5) その他、市民福祉の推進等に関する費用 1,100,807 千円

3 民生委員活動費

民生委員児童委員の福祉活動、協議会の運営等に要する経費	274,995 千円
(1) 民生委員推薦会、審査会、民生委員児童委員・主任児童委員研修会等	6,121 千円
(2) 活動助成	268,874 千円

4 援護諸費

生活困窮者自立支援事業等に要する経費	1,657,560 千円
(1) 生活困窮者自立支援事業	604,961 千円
(2) 中国残留邦人等支援	154,672 千円
(3) 更生援護相談所の管理運営・住所不定者対策	4,349 千円
(4) その他、災害対策等	893,578 千円

(項名) 生活保護費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
2 生 活 保 護 費	75,577,749	76,739,716	△1,161,967	55,749,116	2,000	1,053,972	18,772,661	
1 生 活 保 護 費	750,519	737,167	13,352	184,035	2,000	209,942	354,542	
2 扶 助 費	74,757,876	75,930,989	△1,173,113	55,558,081	-	677,550	18,522,245	
3 保 護 施 設 費	69,354	71,560	△2,206	7,000	-	166,480	△104,126	

1 生活保護費

生活保護法の施行等に要する経費 750,519 千円

2 扶助費

生活保護法による各扶助費及び保護施設事務費 74,757,876 千円

(1) 生活扶助 21,999,223 千円

(2) 住宅扶助 12,948,603 千円

(3) 医療扶助 37,017,331 千円

(4) 介護扶助等 2,160,501 千円

(5) 保護施設事務費等 632,218 千円

3 保護施設費

更生センター(更生施設)及び和光園(救護施設)の管理運営に要する経費等
69,354 千円

(項名) 障害者福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
4 障 害 者 福 祉 費	67,503,141	62,787,141	4,716,000	42,986,067	-	1,170,452	23,346,622	
1 障 害 者 福 祉 費	4,101,769	4,123,498	△21,729	1,383,746	-	920	2,717,103	
2 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	54,435,564	50,012,758	4,422,806	39,069,743	-	-	15,365,821	
3 障 害 者 医 療 費	3,882,082	3,726,575	155,507	1,455,117	-	510,231	1,916,734	
4 障 害 者 手 当 費	1,047,910	1,049,510	△1,600	745,372	-	-	302,538	
5 障 害 者 扶 養 共 済 費	413,396	409,216	4,180	67,462	-	270,330	75,604	
6 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等 運 営 費	422,291	420,849	1,442	43,662	-	20,742	357,887	
7 障 害 者 福 祉 施 策 費	3,200,129	3,044,735	155,394	220,965	-	368,229	2,610,935	

1 障害者福祉費

障害者総合支援法等の施行等に要する経費	4,101,769 千円
(1) 障害者地域活動支援センターや移動支援等、地域生活支援	3,179,562 千円
(2) グループホーム整備支援等、地域生活への移行支援	164,703 千円
(3) 障害者スポーツ振興等、社会参加支援	164,924 千円
(4) 障害者福祉団体への委託	4,662 千円
(5) その他、障害者総合支援法等の施行等に要する経費	587,918 千円

2 障害者自立支援給付費

障害者自立支援給付に要する経費	54,435,564 千円
(1) 障害福祉サービス等	34,415,033 千円
(2) 障害児対象サービス	10,779,977 千円
(3) 自立支援医療	8,713,497 千円
(4) 補装具費の給付	509,753 千円
(5) 精神障害者入院医療費助成	17,304 千円

3 障害者医療費

重度障害者の医療費の助成に要する経費	3,882,082 千円
(1) 重度障害者医療費助成	2,019,957 千円
(2) 高齢重度障害者医療費助成	1,862,125 千円

4 障害者手当費

重度心身障害者介護手当、特別障害者手当等の支給に要する経費	1,047,910 千円
(1) 重度心身障害者介護手当支給	72,539 千円
(2) 特別障害者手当支給	932,972 千円
(3) 障害者特別給付金支給	37,894 千円
(4) 障害児福祉手当支給等	4,505 千円

5 障害者扶養共済費

障害者扶養共済制度の実施に要する経費	413,396 千円
--------------------	------------

6 障害者福祉センター等運営費

障害者福祉センターの管理運営等に要する経費	422,291 千円
(1) 障害者福祉センター	19,397 千円
(2) 障害者更生相談所	6,638 千円
(3) 在宅障害者福祉センター、点字図書館指定管理料	178,914 千円
(4) 市民福祉スポーツセンター指定管理料	108,432 千円
(5) その他施設管理運営費等	108,910 千円

7 障害福祉施策費

障害福祉施策の施行に要する経費	3,200,129 千円
(1) 障害者見守り体制の構築、ひきこもり支援等	1,216,866 千円
(2) 障害者就労支援	86,290 千円
(3) 発達障害者支援	64,427 千円
(4) 福祉乗車証交付等	1,550,685 千円
(5) その他、障害福祉施策の施行に要する経費	281,861 千円

(項名) 老人福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
5 老 人 福 祉 費	7,906,434	8,032,007	△125,573	327,196	2,000	1,323,816	6,253,422	
1 老 人 福 祉 費	5,221,197	5,351,155	△129,958	291,043	2,000	756,106	4,172,048	
2 老 人 措 置 費	2,168,559	2,148,111	20,448	-	-	401,684	1,766,875	
3 老 人 医 療 費	72,344	92,584	△20,240	36,153	-	520	35,671	
4 養 護 老 人 ホ ー ム 費	56,014	58,731	△2,717	-	-	136,046	△80,032	
5 軽 費 老 人 ホ ー ム 費	388,320	381,426	6,894	-	-	29,460	358,860	

1 老人福祉費

老人福祉法の施行等に要する経費	5,221,197 千円
(1) 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づく施策	368,671 千円
(2) 敬老優待乗車証	3,532,492 千円
(3) 介護人材確保・定着支援事業	118,479 千円
(4) 介護保険事業所への実地指導委託	30,000 千円
(5) その他、老人福祉法の施行等に要する経費	1,171,555 千円

2 老人措置費

老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に要する経費	2,168,559 千円
(1) 養護老人ホーム措置費	2,153,706 千円
(2) 施設入所者養老福祉金	14,853 千円

3 老人医療費		
高齢期移行者の医療費の助成に要する経費		72,344 千円
4 養護老人ホーム費		
養護老人ホーム和光園の管理運営に要する経費		56,014 千円
5 軽費老人ホーム費		
軽費老人ホームの管理運営に要する経費		388,320 千円
(1) ケアハウス和光園		37,753 千円
(2) 民間ケアハウス運営補助		350,567 千円

(項名) 国民年金費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
6 国 民 年 金 費	242,399	221,760	20,639	477,608	-	-	△235,209	
1 国 民 年 金 費	242,399	221,760	20,639	477,608	-	-	△235,209	

1 国民年金費

国民年金法等に基づく、法定受託事務に要する経費	242,399 千円
(1) 国民年金事務費	227,486 千円
(2) 特別障害給付金事務費	13 千円
(3) 年金生活者支援給付金事務費	14,900 千円

(項名) 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
7 民 生 施 設 整 備 費	6,366,517	7,155,698	△789,181	2,764,366	1,837,000	556,475	1,208,676	
2 老 人 福 祉 施 設 整 備 費	3,479,593	3,874,158	△394,565	2,431,033	969,000	-	79,560	
3 其 他 民 生 施 設 整 備 費	2,329,134	2,347,729	△18,595	-	692,000	520,496	1,116,638	
4 障 害 福 祉 施 設 整 備 費	557,790	933,811	△376,021	333,333	176,000	35,979	12,478	

2 老人福祉施設整備費

老人福祉施設の整備等に要する経費	3,479,593 千円
(1) 特別養護老人ホーム等整備	2,320,363 千円
(2) 養護老人ホーム等大規模改修	268,600 千円
(3) 多床室の個室化整備補助	171,250 千円
(4) 非常用自家発電機設置補助等	610,500 千円
(5) 定期巡回・随時対応型サービス事業所整備・開設準備経費等	108,880 千円

3 其他民生施設整備費

市立施設の整備等に要する経費	2,329,134 千円
(1) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」管理運営等	701,838 千円
(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」施設改修	342,282 千円
(3) こうべ市民福祉交流センター改修	51,541 千円
(4) 民間社会福祉施設整備融資等	592,742 千円
(5) その他市立施設老朽改修等	640,731 千円

4 障害福祉施設整備費

障害福祉施設の整備等に要する経費	557,790 千円
(1) 障害福祉サービス事業所等整備	538,000 千円
(2) 民営化通所施設等整備費等	4,790 千円
(3) その他障害施設整備	15,000 千円

第15款 諸 支 出 金

(項名) 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
15 諸 支 出 金	900,000	900,000	-	900,000	-	-	-	
2 過 年 度 支 出	900,000	900,000	-	900,000	-	-	-	
1 過 年 度 支 出	900,000	900,000	-	900,000	-	-	-	

1 過年度支出

国庫支出金等返還金

900,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 令和4年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和4年度～令和14年度	4,000	-	-	-	4,000	
(2) 令和4年度住宅改修資金貸付損失補償	令和4年度～令和14年度	2,000	-	-	-	2,000	
(3) しあわせの村老朽改修	令和4年度～令和5年度	11,000	-	9,000	-	2,000	
(4) こうべ市民福祉交流センター老朽改修	令和4年度～令和5年度	105,000	-	93,000	-	12,000	
(5) 公設民営施設老朽改修	令和4年度～令和5年度	482,000	-	281,000	168,340	32,660	
(6) 垂水年金会館トイレ改修	令和4年度～令和5年度	50,000	-	45,000	-	5,000	

3 特別会計

〔1〕国民健康保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険収入	153,621,586	1 国民健康保険費	153,621,586
1 国民健康保険料	27,918,779	1 事務費	2,444,674
2 県支出金	108,481,877	2 保険給付費	105,743,995
3 繰入金	16,940,311	3 国民健康保険金 事業費納付金	43,770,104
4 繰越金	1	4 保健事業費	1,116,132
5 諸収入	280,618	5 諸支出金	516,681
		6 予備費	30,000
歳入合計	153,621,586	歳出合計	153,621,586

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 国 民 健 康 保 険 収 入	153,621,586	154,402,030	△780,444	
1 国 民 健 康 保 険 料	27,918,779	28,079,618	△160,839	
1 保 険 料	27,918,779	28,079,618	△160,839	
1 現 年 度 分	27,193,412	27,418,350	△224,938	
2 滞 納 繰 越 分	725,367	661,268	64,099	
2 県 支 出 金	108,481,877	109,190,884	△709,007	
1 補 助 金	108,481,877	109,190,884	△709,007	
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	108,481,877	109,190,884	△709,007	
3 繰 入 金	16,940,311	16,851,476	88,835	
1 一 般 会 計 繰 入 金	16,940,311	16,851,476	88,835	
4 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
5 諸 収 入	280,618	280,051	567	
1 雑 入	280,618	280,051	567	
1 給 付 費 返 還 金	260,263	260,263	-	
2 預 金 利 子	1	1	-	
3 国 民 健 康 保 険 料 (延 滞 金)	1	1	-	
4 其 他	20,353	19,786	567	
歳 入 合 計	153,621,586	154,402,030	△780,444	

(3) 歳出予算の説明

第1款 国民健康保険費

(項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費	153,621,586	154,402,030	△780,444	108,481,877	-	28,199,398	16,940,311	
1 事 務 費	2,444,674	2,690,535	△245,861	271,273	-	22,926	2,150,475	
1 職 員 費	1,414,801	1,606,459	△191,658	3,231	-	2,573	1,408,997	
2 事 務 費	749,270	809,289	△60,019	4,459	-	3,333	741,478	
3 収 納 特 別 対 策 費	103,140	99,949	3,191	101,120	-	2,020	-	
4 医 療 費 適 正 化 特 別 対 策 費	177,463	174,838	2,625	162,463	-	15,000	-	

1 職員費

国民健康保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費

1,414,801 千円

2 事務費

国民健康保険事業の運営に要する経費

749,270 千円

3 収納特別対策費

保険料収納対策に要する経費

103,140 千円

4 医療費適正化特別対策費

医療費適正化対策に要する経費

177,463 千円

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
2 保険給付費	105,743,995	106,413,350	△669,355	105,743,995	-	-	-	
1 給付費	105,743,995	106,413,350	△669,355	105,743,995	-	-	-	

1 給付費

保険給付に要する経費	105,743,995 千円
(1) 療養給付費等	105,032,166 千円
(2) 出産育児一時金、葬祭費	410,500 千円
(3) 審査支払手数料	301,329 千円

(項名) 国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
3 国民健康保険事業費納付金	43,770,104	43,702,282	67,822	2,048,786	-	27,011,769	14,709,549	
1 医療給付分納付金	31,211,470	31,109,669	101,801	2,048,786	-	18,336,150	10,826,534	
2 後期高齢者支援金等分納付金	9,191,717	9,450,036	△258,319	-	-	6,387,573	2,804,144	
3 介護納付金分納付金	3,366,917	3,142,577	224,340	-	-	2,288,046	1,078,871	

1 医療給付分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、医療給付費分 31,211,470 千円

2 後期高齢者支援金等分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、後期高齢者支援金等分 9,191,717 千円

3 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 3,366,917 千円

(項名) 保健事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
4 保健事業費	1,116,132	1,046,933	69,199	417,823	-	698,309	-	
1 保健事業費	85,440	70,346	15,094	-	-	85,440	-	
2 特定健診事業費	1,030,692	976,587	54,105	417,823	-	612,869	-	

1 保健事業費

保健事業等に要する経費

85,440 千円

2 特定健診事業費

特定健康診査、特定保健指導等に要する経費

1,030,692 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
5 諸 支 出 金	516,681	518,930	△2,249	-	-	466,394	50,287	
1 雑 出	256,418	258,667	△2,249	-	-	206,131	50,287	
2 過年度支出	260,263	260,263	-	-	-	260,263	-	

1 雑出

兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び過誤納保険料の返還金等

256,418 千円

2 過年度支出

県支出金返還金(給付費返還金)

260,263 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
6 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和4年度 ～ 令和5年度	68,000	-	-	-	68,000	
(2) 国民健康保険 更新被保険者証作成等業務	令和4年度 ～ 令和5年度	15,000	-	-	-	15,000	
(3) 高額療養費ターンアラウンド	令和4年度 ～ 令和5年度	5,000	-	-	-	5,000	

〔2〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 保 険 料	29,728,396	1 総 務 費	3,173,442
1 介 護 保 険 料	29,728,396	1 総 務 費	3,173,442
2 国 庫 支 出 金	36,223,942	2 保 険 給 付 費	140,252,550
1 国 庫 負 担 金	25,329,287	1 保 険 給 付 費	140,252,550
2 国 庫 補 助 金	10,894,655	3 地 域 支 援 事 業 費	10,103,537
3 県 支 出 金	21,719,994	1 地 域 支 援 事 業 費	10,103,537
1 県 負 担 金	20,269,079	4 基 金 積 立 金	1,197
2 県 補 助 金	1,450,915	1 基 金 積 立 金	1,197
4 支 払 基 金 交 付 金	39,866,143	5 諸 支 出 金	56,927
1 支 払 基 金 交 付 金	39,866,143	1 諸 支 出 金	56,927
5 繰 入 金	26,047,245	6 予 備 費	2,000
1 一 般 会 計 繰 入 金	24,461,245	1 予 備 費	2,000
2 基 金 繰 入 金	1,586,000		
6 繰 越 金	1		
1 繰 越 金	1		
7 諸 収 入	3,932		
1 諸 収 入	3,932		
歳 入 合 計	153,589,653	歳 出 合 計	153,589,653

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	29,728,396	29,654,939	73,457	
1 介 護 保 險 料	29,728,396	29,654,939	73,457	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	29,728,396	29,654,939	73,457	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	27,281,221	27,327,483	△46,262	
2 現 年 度 普 通 徴 収 料	2,447,175	2,327,456	119,719	
2 国 庫 支 出 金	36,223,942	34,861,710	1,362,232	
1 国 庫 負 担 金	25,329,287	24,356,315	972,972	
1 介 護 給 付 費 金	25,329,287	24,356,315	972,972	
1 介 護 給 付 費 金	25,329,287	24,356,315	972,972	
2 国 庫 補 助 金	10,894,655	10,505,395	389,260	
1 調 整 交 付 金	8,360,370	7,955,575	404,795	
1 調 整 交 付 金	8,360,370	7,955,575	404,795	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,528,659	2,520,020	8,639	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	1,390,968	1,372,876	18,092	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	81,792	75,099	6,693	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	1,051,617	1,067,841	△16,224	
4 そ の 他 諸 費 金 交 付	4,282	4,204	78	
3 事 務 費 交 付 金	5,626	29,800	△24,174	
1 事 務 費 交 付 金	5,626	29,800	△24,174	
3 県 支 出 金	21,719,994	20,978,780	741,214	
1 県 負 担 金	20,269,079	19,537,172	731,907	
1 介 護 給 付 費 金	20,269,079	19,537,172	731,907	
1 介 護 給 付 費 金	20,269,079	19,537,172	731,907	
2 県 補 助 金	1,450,915	1,441,608	9,307	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,450,915	1,441,608	9,307	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	871,310	858,047	13,263	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	51,120	47,015	4,105	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	525,809	533,919	△8,110	
4 そ の 他 諸 費 金 交 付	2,676	2,627	49	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 支 払 基 金 交 付 金	39,866,143	38,425,794	1,440,349	
1 支 払 基 金 交 付 金	39,866,143	38,425,794	1,440,349	
1 介 護 給 付 費 金	37,867,919	36,465,356	1,402,563	
1 介 護 給 付 費 金	37,867,919	36,465,356	1,402,563	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,998,224	1,960,438	37,786	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	1,882,031	1,853,382	28,649	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	110,412	101,382	9,030	
3 そ の 他 諸 費 金	5,781	5,674	107	
5 繰 入 金	26,047,245	24,362,232	1,685,013	
1 一 般 会 計 繰 入 金	24,461,245	23,797,232	664,013	
1 介 護 給 付 費 金	17,521,243	16,888,190	633,053	
1 介 護 給 付 費 金	17,521,243	16,888,190	633,053	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	1,450,932	1,441,612	9,320	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 繰 入 金	871,310	858,047	13,263	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	51,124	47,073	4,051	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	525,821	533,865	△8,044	
4 そ の 他 諸 費 金	2,677	2,627	50	
3 低 所 得 者 保 険 料 金	2,367,823	2,356,166	11,657	
1 低 所 得 者 保 険 料 金	2,367,823	2,356,166	11,657	
4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,121,247	3,111,264	9,983	
1 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,121,247	3,111,264	9,983	
2 基 金 繰 入 金	1,586,000	565,000	1,021,000	
1 そ の 他 繰 入 金	1,586,000	565,000	1,021,000	
1 そ の 他 繰 入 金	1,586,000	565,000	1,021,000	
6 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
7 諸 収 入	3,932	3,667	265	
1 諸 収 入	3,932	3,667	265	
1 雑 入	3,932	3,667	265	
1 雑 入	1,896	1,740	156	
2 延 滞 金 等	2,036	1,927	109	
歳 入 合 計	153,589,653	148,287,123	5,302,530	

(3) 歳出予算の説明

第1款 総務費

(項名) 総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 務 費	3,173,442	3,169,028	4,414	38,668	-	10,200	3,124,574	
1 総 務 費	3,173,442	3,169,028	4,414	38,668	-	10,200	3,124,574	
1 職 員 費	1,242,579	1,289,340	△46,761	19,223	-	7,464	1,215,892	
2 総 務 管 理 費	516,549	469,621	46,928	17,822	-	300	498,427	
3 徴 収 費	213,850	217,839	△3,989	-	-	2,436	211,414	
4 介 護 認 定 審 査 会 費	1,200,464	1,192,228	8,236	1,623	-	-	1,198,841	

1 職員費

介護保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費 1,242,579 千円

2 総務管理費

介護保険事業の運営に要する経費 516,549 千円

3 徴収費

保険料徴収、賦課及び資格管理等に要する経費 213,850 千円

4 介護認定審査会費

介護認定審査会の運営に要する経費 1,200,464 千円

第2款 保険給付費

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
2 保 險 給 付 費	140,252,550	135,057,876	5,194,674	53,519,583	-	66,843,901	19,889,066	
1 保 險 給 付 費	140,252,550	135,057,876	5,194,674	53,519,583	-	66,843,901	19,889,066	
1 介 護 サービス等諸費	126,307,464	121,156,403	5,151,061	48,198,519	-	60,198,430	17,910,515	
2 介 護 予 防 サービス等諸費	6,792,760	6,528,786	263,974	2,592,118	-	3,236,805	963,837	
3 高 額 介 護 サービス等費	4,145,029	4,100,215	44,814	1,581,743	-	1,975,139	588,147	
4 市 町 村 特別給付費	1,000	1,000	-	-	-	1,000	-	
5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	2,887,936	3,155,920	△267,984	1,102,036	-	1,376,126	409,774	
6 そ の 他 諸 費	118,361	115,552	2,809	45,167	-	56,401	16,793	

1 介護サービス等諸費

要介護者のサービス給付等に要する経費 126,307,464 千円

2 介護予防サービス等諸費

要支援者のサービス給付等に要する経費 6,792,760 千円

3 高額介護サービス等費

高額介護サービス給付等に要する経費 4,145,029 千円

4 市町村特別給付費

緊急ショートステイ等に要する経費 1,000 千円

5 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設入所者への補足給付に要する経費 2,887,936 千円

6 その他諸費

保険給付に係る審査支払手数料 118,361 千円

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	10,103,537	10,006,158	97,379	4,385,685	-	4,272,247	1,445,605	
1 地域支援事業費	10,103,537	10,006,158	97,379	4,385,685	-	4,272,247	1,445,605	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	6,970,481	6,864,378	106,103	2,659,935	-	3,439,236	871,310	
2 一般介護予防事業費	405,723	373,069	32,654	154,916	-	200,087	50,720	
3 包括的支援事業等費	2,705,922	2,747,695	△41,773	1,562,664	-	622,360	520,898	
4 その他諸費	21,411	21,016	395	8,170	-	10,564	2,677	

1 介護予防・生活支援サービス事業費

総合事業の訪問型・通所型サービス等に要する経費	6,970,481 千円
(1) 介護予防・生活支援サービス事業費	6,363,232 千円
(2) 介護予防ケアマネジメント	585,439 千円
(3) フレイル改善特化型通所サービス	21,810 千円

2 一般介護予防事業費

一般介護予防事業に要する経費	405,723 千円
(1) 地域拠点型介護予防事業	168,420 千円
(2) KOBEシニア元気ポイント	90,000 千円
(3) つどいの場	13,841 千円
(4) 認知症地域支え合い推進事業	5,000 千円
(5) その他、一般介護予防事業に要する経費	128,462 千円

3 包括的支援事業等費

包括的支援事業に要する経費	2,705,922 千円
(1) 地域包括支援センター運営	1,635,044 千円
(2) 介護用品支給事業	163,053 千円
(3) 認知症の方やその家族への支援	120,813 千円
(4) 介護給付費の適正化	96,702 千円
(5) その他、包括支援事業に要する経費	690,310 千円

4 その他諸費

総合事業に係る審査支払手数料	21,411 千円
----------------	-----------

第4款 基金積立金

(項名) 基金積立金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 基 金 積 立 金	1,197	1,197	-	-	-	1,197	-	
1 基 金 積 立 金	1,197	1,197	-	-	-	1,197	-	
1 介 護 給 付 費 等 準 備 基 金 積 立 金	1,197	1,197	-	-	-	1,197	-	

1 介護給付費等準備基金積立金

介護給付費等準備基金への積立金

1,197 千円

第5款 諸支出金

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 諸 支 出 金	56,927	49,864	7,063	-	-	56,927	-	
1 諸 支 出 金	56,927	49,864	7,063	-	-	56,927	-	
1 諸 支 出 金	56,927	49,864	7,063	-	-	56,927	-	

1 諸支出金

過誤納保険料の還付等に要する経費

56,927 千円

第6款 予備費
 (項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
6 予 備 費	2,000	3,000	△1,000	-	-	-	2,000	
1 予 備 費	2,000	3,000	△1,000	-	-	-	2,000	
1 予 備 費	2,000	3,000	△1,000	-	-	-	2,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和4年度 ～ 令和5年度	79,000	-	-	-	79,000	
(2) 介護保険認定事務センター 運用業務等	令和4年度 ～ 令和7年度	484,000	-	-	-	484,000	

〔3〕後期高齢者医療事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 収 入	44,000,595	1 後 期 高 事 業 者 医 療 事 業 費	44,000,595
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料	20,613,495	1 事 務 費	341,931
2 繰 入 金	22,188,419	2 納 付 金	43,611,418
3 繰 越 金	1	3 諸 支 出 金	47,246
4 諸 収 入	1,198,680		
歳 入 合 計	44,000,595	歳 出 合 計	44,000,595

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 後期高齢者医療事業収入	44,000,595	41,853,651	2,146,944	
1 後期高齢者医療保険料	20,613,495	19,693,238	920,257	
1 現 年 度 分	20,490,670	19,569,643	921,027	
1 特 別 徴 収	12,294,402	11,741,786	552,616	
2 普 通 徴 収	8,196,268	7,827,857	368,411	
2 滞 納 繰 越 分	122,825	123,595	△770	
1 普 通 徴 収	122,825	123,595	△770	
2 繰 入 金	22,188,419	21,509,113	679,306	
1 一 般 会 計 繰 入 金	22,188,419	21,509,113	679,306	
1 一 般 会 計 繰 入 金	22,188,419	21,509,113	679,306	
3 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
4 諸 収 入	1,198,680	651,299	547,381	
1 雑 入	1,198,680	651,299	547,381	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,240	47,240	-	
2 延 滞 金 及 び 過 料	4,336	4,059	277	
3 返 納 金	1	1	-	
4 雑 入	1,147,103	599,999	547,104	
歳 入 合 計	44,000,595	41,853,651	2,146,944	

(3) 歳出予算の説明

第1款 後期高齢者医療事業費

(項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	44,000,595	41,853,651	2,146,944	-	-	21,812,176	22,188,419	
1 事 務 費	341,931	244,622	97,309	-	-	21,995	319,936	
1 事 務 費	341,931	244,622	97,309	-	-	21,995	319,936	

1 事務費

後期高齢者医療事業実施にかかる事務費

341,931 千円

(項名) 納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
2 納 付 金	43,611,418	41,561,783	2,049,635	-	-	21,742,935	21,868,483	
1 納 付 金	43,611,418	41,561,783	2,049,635	-	-	21,742,935	21,868,483	

1 納付金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、広域連合への納付金

43,611,418 千円

(1) 保険料負担金

20,617,827 千円

(2) 療養給付費負担金

18,159,941 千円

(3) 保険基盤安定負担金

4,442,255 千円

(4) 共通経費負担金

391,395 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
3 諸 支 出 金	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	
1 雑 出	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	

1 雑出

過誤納保険料の還付等に要する経費

47,246 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和4年度 ～ 令和5年度	3,000	-	-	-	3,000	

4. 議案

第15号議案

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例の件
神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例
神戸市遺留金取扱条例（平成30年3月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(検察官に対する通知等) 第7条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事務手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知、 <u>民法（明治29年法律第89号）第494条の規定による供託その他の措置をすることができる。</u>	(検察官に対する通知) 第7条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事務手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知 <u>その他の措置をするものとする。ただし、残余遺留金の額が必要な費用の額に満たないときは、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

第16号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、</p>	<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定</p>

第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額と

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第18条の2 [略]

する(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して

得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、
10分の5を乗じて得た額（1円未
満の端数があるときはこれを切り
上げるものとする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規
定する額の決定について準用する。
この場合において、同項中「保険料
率」とあるのは「額」と読み替える
ものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援
金等賦課額の減額について準用す
る。この場合において、第4項中「基
礎賦課額」とあるのは「後期高齢者
支援金等賦課額」と、「第13条又は
第15条の2」とあるのは「第15条の
7又は第15条の11」と、前項中「第
15条第3項」とあるのは「第15条の
10第2項において準用する第15条第
3項」と読み替えるものとする。

第18条の4 [略]

附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料
の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に

第18条の3 [略]

附 則

1～6 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の
基礎賦課額の算定の特例)

7 令和3年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に

100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和4年度の年度分に係る第15条

100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和3年度の年度分に係る第15条

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

第 17 号議案

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成 6 年 1 月条例第 35 号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位 平方メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午 後6時か ら午後9 時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日（午 前9時か ら午後9 時まで）	
研	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
修	304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

備考 [略]

(2)～(4) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位 平方メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間（午 後6時か ら午後9 時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日（午 前9時か ら午後9 時まで）	
研	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
修	304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
室	401	84	45	4,000円	5,300円	4,000円	8,400円	8,400円	
	402	43	30	2,000円	2,800円	2,000円	4,300円	4,300円	
	403	52	30	2,400円	3,300円	2,400円	5,200円	5,200円	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

備考 [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第5条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立こうべ市民福祉交流センター内の一部の研修室を市の事業実施場所等として転用するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第26号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件
 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）		(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第1号</u> に規定する <u>交</u>	<u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第2号</u> に規定する <u>公</u>

	<u>通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第2号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会	神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条第3項</u> に規定

	<u>公共交通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第3号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条の2第3項</u> に

	する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務		規定する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号の表に神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会の項を加える改正規定は令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定により置かれている神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会は、この条例による改正後の執行機関の附属機関に関する条例第1条第1項の規定により置かれる神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

理 由

既に設置している附属機関の設置期間が2年を超えること等に伴い、条例を改正する必要があるため。